

丸亀市パブリックアートガイドライン（案）

令和 5 年 3 月

丸 亀 市

丸亀市パブリックアートガイドライン

1. 目 的

パブリックアートに関する基本的な方針（ガイドライン）を示すことで、市民が日常的に文化芸術に触れる機会を提供するとともに、都市の個性や快適性、魅力が表現された景観の形成を進め、安らぎと賑わいのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

2. 対 象

（１）対象地域：市内全域

（２）対象物：市有施設（市有地）における公共的空間に設置する彫刻等の作品
（以下、作品）

〔補足〕 １）市有施設（市有地）：

市が管理できる範囲を対象とする。なお、国・県には、所有施設（土地）での計画や工事に係る協議の機会等に協力を求める。

２）公共的空間：

不特定多数の方が自由に訪れることができ、アートに触れる機会を提供できる一方で、意図せず目に入る場所でもあるため、設置に配慮が必要である。屋外、屋内ともに対象とする。

３）彫刻等の作品：

文化芸術の振興を目的として制作・設置された彫刻やオブジェ等のアート作品ほか、記念碑・記念像（モニュメント）や歴史的な表示物等の工作物や壁画。屋内にあっては、絵画や写真を含む。

3. 基本方針

目的達成のため、作品を設置する際の基本方針を次のとおり定める。

（１）景観や環境への配慮（屋外作品の場合）

①地域の特性（歴史文化や土地利用等）と調和のとれたものであること。

〔補足〕 １）地域にはそれぞれ過去から積み上げてきた特徴的な景観を有している。また、まちづくりの中で土地利用における規制なども作られているので、これらの特性を踏まえ、調和のとれたものなるよう配慮する。

②設置場所周辺の生活環境や自然環境の状況を考慮したものであること。

〔補足〕 １）市有施設（市有地）は、道路や建物に隣接したところや自然に囲まれたところなど、様々な場所に存在しているため、眺望や交通（安全面）など周辺環境への影響を考慮して進める。

③丸亀市景観計画の示す「エリア別の景観形成の方針」と整合性がとれたものであること。

[補足] 1) 魅力的な都市空間の形成を目指す点で共通していることから、パブリックアートとしての作品の設置も景観施策と連携し、同じ方向性をもって取り組む。

(2) 作品の新規設置

①作品の作成テーマや設置方法等を踏まえ、ふさわしい場所に限って設置すること。

[補足] 1) 作品を設置しようとする施設の目的や用途、来訪者の構成や利用方法等に対して、当該作品の制作テーマや設置方法等が適切なものであるか、また施設敷地内の適切な位置であるかを十分に検討する。

②設置場所の選定や設置後の維持管理、法令上の手続きなどについて、事前に関係部署と十分に協議すること。

[補足] 1) 設置する場所が、設置後の施設の管理運営に支障をきたさないかを協議しておく。

2) 安全な設置方法になっているか確認する。

3) 法令を確認し、違反等が無いよう調整するとともに、必要な手続きを行う。

4) 作品の維持管理に関しては、放置や著しい老朽化を防ぐため、誰がどのように行うか調整しておく。

③多くの市民から賛同を得られることを前提とし、公共的空間にふさわしくない作品は設置しないこと。

[補足] 1) 市有施設(市有地)の公共的空間の特徴である不特定多数の方が意図せず作品を目にする場所であることを踏まえ、明らかにふさわしくない作品は設置しない。

(3) 既設作品の再配置

①作品の撤去、移設は、設置の経緯を十分に調査したうえで実施すること。

[補足] 1) 設置に至った理由によっては、撤去や移設が適切ではない場合も考えられるため、十分に調査を行う。

②作品の撤去、移設は、対象作品の管理者や関係部署のほか、必要に応じ作者の了解を得ること。

[補足] 1) 経緯等の調査結果も踏まえて適切に実施する。

2) 特に撤去は、作者に不快感を与えないよう可能な限り了解を得る。

③都市の整備や時間の経過等により、周辺環境と不調和が生じている又は生じる恐れがある場合には、作品の撤去、移設を検討すること。

[補足] 1) 設置当時から周辺環境が変化している場合もあることから、既設作品のあり方を見直す機会を持つようにする。

④ふさわしい移設場所がない場合には、移設場所が見つかるまで適切に保管すること。

[補足] 1) 次の場合を除いて、安易に処分しない。

・関係者の了解が得られたもの。

・関係者が不明なものであって、移設場所が見つからず長期間保管され、再設置が困難な状態になっているもの。

2) 再設置が可能な状態を保つように努める。

(4) 作品情報の把握・発信

①施設管理部署は、作品に関する次の情報を把握しておくこと。

・作者 ・作品テーマ ・設置場所 ・管理者 ・設置年月日

[補足] 1) 施設の使用（設置）には許可申請が必要となることから、手続きの際に許可権限のある施設管理部署（所管課）において把握する。

2) 設置後の管理にも必要であるため、作品に情報を施設管理部署において適切に保管・管理する。

②文化課は、作品に関する情報を取りまとめ、庁内で共有するとともに広く情報を発信すること。

[補足] 1) 庁内で利用できるよう施設所管課が把握している作品に関する情報を集約し、データベース化する。

2) 作品に関する情報をホームページ等で発信することで、観光振興等のまちづくりに活用する。

4. 配置プランの作成

(1) 施設管理部署は、施設における作品の位置を示した配置プランを作成するよう努める。

[補足] 1) 作品を設置する施設の管理や将来的な利用計画との整合を図ることにつながる。

(2) 配置プランの作成にあたっては、関係部署のほか、作品管理者と協議する。

[補足] 1) 「3基本方針」の内容を踏まえてプランを作成する。

2) 現状を把握するための配置図を作成する場合は、この限りでない。

(3) 必要に応じて有識者（丸亀市文化芸術推進審議会、丸亀市景観審査会等）に意見を求める。

[補足] 1) 施設管理部署で判断が難しい場合の対応として、文化課及び都市計画課において専門的な意見が求められるよう調整する。

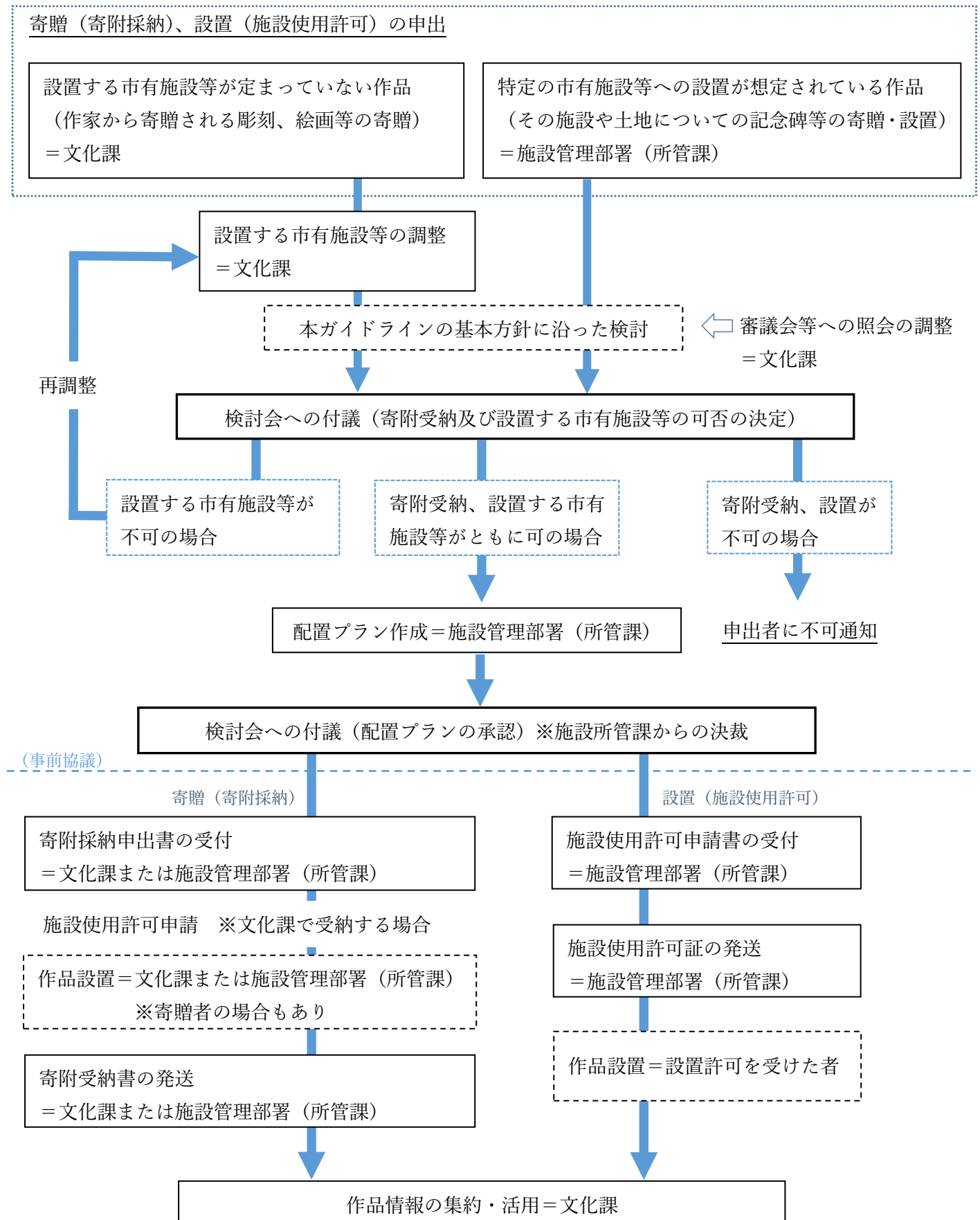
(4) 配置プランの承認（作品設置の可否の決定）は、庁議構成員による「パブリックアート検討会」にて行う。

[補足] 1) 組織として意思決定ができる体制として、文化課を事務局とした「パブリックアート検討会」を設置する。

2) 「パブリックアート検討会」の構成員は、次の表のとおり。

1	市 長
2	副 市 長
3	教 育 長
4	モーターボート競走事業管理者
5	市 長 公 室 長
6	総 務 部 長
7	健康福祉部長
8	市民生活部長
9	都市整備部長
10	産業文化部長
11	ボートレース事業局次長
12	教 育 部 長
13	消 防 長
14	議会事務局長

5. 処理フロー図



6. 参考資料 (1) 丸亀市文化芸術基本計画 ～抜粋～

第3節 本計画の体系



第4節 基本方針3 文化芸術を生かしたまちづくり

(1) 基本目標

文化芸術を通じて、地域が様々な人々から成立していることを理解し、命への共感に基づき、違いを受け入れ、共生していくことのできるまちづくりを進めます。まちの組織の中には多様な人々がいて、共感を育みながら違いを乗り越えていく習慣がまちの中に根づけば、まちや組織の活力となります。

多様性を受け入れ支えあう気風がまちに満ち、丸亀の魅力が高まっている

(2) 基本的施策

3-(1) 文化芸術の持つ社会包摂機能の活用 **【重点施策】**

3-(2) 観光・産業等と文化芸術の連携

3-(3) パブリックアートを生かしたまちづくり

3-(4) パブリックアートを生かしたまちづくり

■ 施策概要

パブリックアートとしての彫刻やモニュメントなどの設置は、身近にアートを感じ、魅力あふれる都市空間の創出につながります。

これまでの歴史の中で、時間をかけて形成されてきた丸亀のまちの魅力に、パブリックアートという要素を加え、丸亀の個性を磨き高めることで、安らぎと賑わいのあるまちづくりに取り組みます。

■ 主な取組

① パブリックアートを生かした地域・地区の環境づくり

公園や街路など屋外の公共的な空間におけるパブリックアートとしての彫刻などの設置のあり方について、都市景観や周辺環境への配慮などの基本的な方針を示すとともに、これに沿って新たな作品の設置や既存作品の再配置などを進めることで、調和のとれた潤いと安らぎを感じる都市空間の創出と、賑わいある魅力的なまちづくりにつなげます。



「丸亀駅前広場」

撮影：増田好郎

（２）丸亀市景観計画 ～抜粋～

３－３ エリア別の景観形成の方針

丸亀市の都市空間を景観面から次のような構造要素で組み立てる。

□景観エリア

地域の自然条件や土地利用に対応して、それぞれの景観特性を方向づけるうえでのまとまりとなる範囲を設定し、景観エリアの特性に応じた景観形成を行うために設定する。

- ①海・島嶼エリア：塩飽諸島とその周辺海域の景観
- ②臨海エリア：瀬戸内海に臨む浜と埋め立て地の景観
- ③都心エリア：丸亀城を核とする旧城下町のうち中心的都市機能が集積する市街地景観
- ④丸亀城歴史エリア：丸亀城旧外濠内の旧武家屋敷街やシビックゾーンなどの景観
- ⑤周辺市街地エリア：都心エリアの外側の市街地景観
- ⑥田園エリア：周辺市街地エリアの西部及び南部の田園景観
- ⑦山麓エリア：青ノ山から飯野山、城山、綾歌三山などの地域景観

□景観軸

道路、河川、海岸線などの線状や带状に連なり、都市の骨格となる、あるいは、まとまりある軸景観が形成されているところについて、都市の魅力の向上や景観特性の保全に取り組むために設定する。

- ①広域幹線軸：市域を貫通する広域の幹線道路景観
- ②海岸軸：海岸沿いに市域を貫通する海岸の幹線道路景観
- ③歴史文化軸：金毘羅街道筋やへんろ道などの歴史的道筋の景観
- ④河川軸：土器川など河川に沿った景観

□景観拠点・景観核

景観形成にあたって配慮されるべきランドマークとなる資源や地域の顔となる地区を景観拠点・景観核とし、丸亀市や各地域の誇りや愛着が持てる個性ある景観の形成を促すために設定する。

- ①歴史文化景観拠点：市や地域の歴史を語る場所周辺の景観
- ②港景観拠点：丸亀旧港周辺の景観
- ③都市文化景観拠点：都市活動、市民生活の中心となる場所周辺の景観
- ④シビック景観拠点：市民共有の公共施設が集まる市役所周辺の景観
- ⑤丸亀城景観核：丸亀城の景観
- ⑥山地景観核：山地の景観
- ⑦ため池景観核：ため池の景観

（１）景観エリア

- ①海・島嶼エリア：塩飽諸島とその周辺海域の景観

□テーマ 「海 of 自然景観 of 保全と育成」

穏やかで明るい瀬戸内海と塩飽諸島の緑、また瀬戸大橋などへのパノラマは丸亀の海・島嶼エリアの魅力である。特に本島町笠島の重要伝統的建造物群保存地区の他、島の集落や寺社などの歴史文化遺産とともに海浜や島の緑などの自然景観をまもり育てていく。

②臨海エリア：瀬戸内海に臨む浜と埋め立て地の景観

□テーマ 「海とまち、海と人のふれあいや出会いの景観を豊かにする」

臨海部は港や工場などが立地し、市の経済発展を担ってきたところであるが、瀬戸内海を臨む自然条件は丸亀の大きな魅力である。貴重な自然景観を残す中津海岸をはじめ浜周辺をまもっていくなど、臨海部を市民にとって親しみの持てるものとし、海とまち、海と人をつなぐ景観整備をすすめる。

③都心エリア：丸亀城を核とする旧城下町のうち中心的都市機能が集積する市街地景観

□テーマ 「風格やにぎわいのある都市の顔づくり」

城下町丸亀の面影を残す道筋、新堀湛甫周辺や点在する寺社など歴史的なものに現代的なものを組み合わせ、丸亀市の玄関口として風格と個性ある魅力を感じさせ、また人が集まる都心として、市民等の共感を育む景観を形成するものとする。

また、港、駅、城を結ぶ都心軸の回遊性を高める道筋とまち並の整備をすすめる。

④丸亀城歴史エリア：丸亀城旧外濠内の旧武家屋敷街やシビックゾーンなどの景観

□テーマ 「丸亀らしさを代表するシンボル景観の形成」

丸亀市のシンボル丸亀城を核に、これを取り巻く内濠および旧城下町武家屋敷街（番丁）、また市役所等の公共施設が集まるシビックゾーンなどの一体的な景観形成をすすめ、市民や来訪者が丸亀らしさを共感する景観を守り、さらに優れたものに育てていく。

⑤周辺市街地エリア：都心エリアの外側の市街地景観

□テーマ 「農・住・商の調和による潤いある生活環境の形成」

都心エリアの外側の市街地で、金毘羅街道など旧街道に沿ったまち並み、街角があり、比較的近くに丸亀城を望むことができる地区である。近年の都市計画の変更等により急激に開発や建設が進行している。

歴史的な道筋と新しい道路のそれぞれを活かしながら、魅力ある市街地骨格を形成していくものとする。また、それぞれの場所にある景観資源を活かしながら、身近な生活景観（コミュニティ景観）を潤いあるものにしていく。

⑥田園エリア：周辺市街地エリアの西部及び南部の田園景観

□テーマ 「田園を活かしたゆとりある景観形成」

豊かな農地の中に多くのため池や集落が点在する田園は、飯野山、青ノ山、綾歌三山など周辺の山への緑豊かな展望がひらけ、瀬戸内海に面した丸亀平野の明るく広やかな風景を特徴づけている。恵まれた自然を保全しながら、エリア内各地域の道筋や集落に残る歴史や伝統的景観要素を活かし、これに新しい道路や住宅、生活サービス施設などの骨格や要素を組み込みながら、ゆとりある田園エリアの景観を形成するものとする。

⑦山麓エリア：青ノ山から飯野山、城山山塊、綾歌三山の地域景観

□テーマ 「山の自然景観の保全と緑豊かな山麓部地域の景観形成」

飯野山は丸亀城と並び丸亀市のシンボルとなっており、青ノ山・飯野山から城山へ、さらに綾歌三山へとつづく山麓エリアは丸亀市の風景を緑豊かに縁取り、市民レクリエーションの場としても親しまれる自然環境を提供している。また、飯山地区山麓に広がる桃畑は丸亀の季節の風景を特徴づけている。

貴重な自然環境の保全とともに、周辺での開発や建築を適切なものにし、緑豊かな景観をまもり育てる。

(2) 景観軸

①広域幹線軸：市域を貫通する広域幹線道路景観

□テーマ 「緑と眺望が豊かなパークウェイ（※4）」

山への見通しがよく、自然豊かな沿道景観を形成する。これらの道路によって周辺景観が分断されることがないように、また、調和のとれたまとまりある沿道景観を形成するよう、道路緑化、沿道緑化、沿道広告物の適切化、街角を魅力的にすること等をすすめる。

※4 風景を楽しめる道筋

②海岸軸：海岸沿いに市域を貫通する海岸幹線道路景観

□テーマ 「開放感ある快適な海辺の沿道景観の形成」

臨海部を通る県道 193 号について、開放感とうるおい感じる景観を形成する。

海への眺め、海からの眺めに配慮した沿道の建物の景観誘導、沿道広告物の適切化などまとまりある景観を形成する。

③歴史文化軸：金毘羅街道筋やへんろ道などの歴史的な道筋の景観

□テーマ 「歴史を感じる地域の生活通りとしての景観形成」

丸亀には、港・城下町から伸びる道筋として、金毘羅街道（丸亀街道）、高松街道、伊予街道、そして高松から西に進む金毘羅街道（高松街道）がある。また、多度津から中心市街地を通り東に向かうへんろ道があり、現在でも生活通りなどとして沿道地域の骨格となっている。

歴史や生活文化を感じる道筋の魅力を守り活かした景観形成を進める。周辺のまち並みを調和する生活道路として、人にやさしい快適な道路空間を形成する。

④河川軸：土器川など河川に沿った景観

□テーマ 「快適性や親水性ある河川景観の形成」

土器川、金倉川をはじめ大束川や西汐入川、網の目のように流れる水路は都市の構造と環境を造る自然性の高いまちの骨格である。とくに田園部を流れる土器川は周辺の緑をつなぐネットワークの軸となり、市民に親しまれる憩いの環境を提供している。

自然環境の保全、河川と調和したすっきりとした沿川景観の形成、土器川沿いの広がりのある眺望や見通しに配慮した景観形成を行う。

（３）景観拠点・景観核

①歴史文化景観拠点：市や地域の歴史を語る場所周辺の景観

□テーマ 「歴史文化を守り親しむ景観形成」

丸亀城周辺の城下町、笠島の伝統的建造物群保存地区など、歴史的なまち並みを守るとともに、周辺景観との調和や、周辺整備など、多くの人により親しむことのできるような景観形成を行う。

②港景観拠点：丸亀港周辺の景観

□テーマ 「開放的な丸亀インナーポートゾーン(※5)の形成」

金毘羅街道の玄関口として発展した新堀湛甫周辺は太助灯籠などの歴史的シンボルや、往時のにぎわいを感じさせるまち並みを今も残している。

港の歴史を活かした魅力的な親水空間をつくり、海からの玄関口として、明るく開放的な印象の景観形成、駅や中心商業地との連絡強化を図りながら一体的なにぎわいをつくっていくものとする。

※5 内陸に入り込み市街地と直接に接する港のゾーン

③都市文化景観拠点：都市活動、市民生活の中心となる場所周辺の景観

□テーマ 「都市文化とまちの履歴を活かした景観の形成」

駅周辺の中心商業地や文化施設などを、人が集まりにぎわい、城下町としての歴史の継承とともに新しい市民文化が創造され表現される空間にしていくことが期待されている。

このため、にぎわいある道筋・まち並み・街角の景観形成、快適な歩行者空間の形成をすすめる。

④シビック景観拠点：市民共有の公共施設が集まる市役所周辺の景観

□テーマ 「にぎわいと風格感じる景観形成」

丸亀市では旧城下町の大手筋を軸に市民が利用する公共施設がまとまっている。

ゆとりある歩行者空間の整備をすすめるとともに、人が集まり楽しめるにぎわい空間を創出し、城を印象的に見せる、周辺の建築物の調和、夜間景観の演出など、風格、親しみ、シンボル性のある景観をつくっていく。

⑤丸亀城景観核：丸亀城の景観

□テーマ 「丸亀城のシンボル性を育む景観形成」

平坦地に突出した丸亀城の姿は、市ばかりでなく中讃地域の歴史的シンボルである。丸亀城の保全や整備を進めるとともに、周囲から丸亀城への眺望を確保し、丸亀城を尊重した景観形成をすすめる。

⑥山地景観核：山地の景観

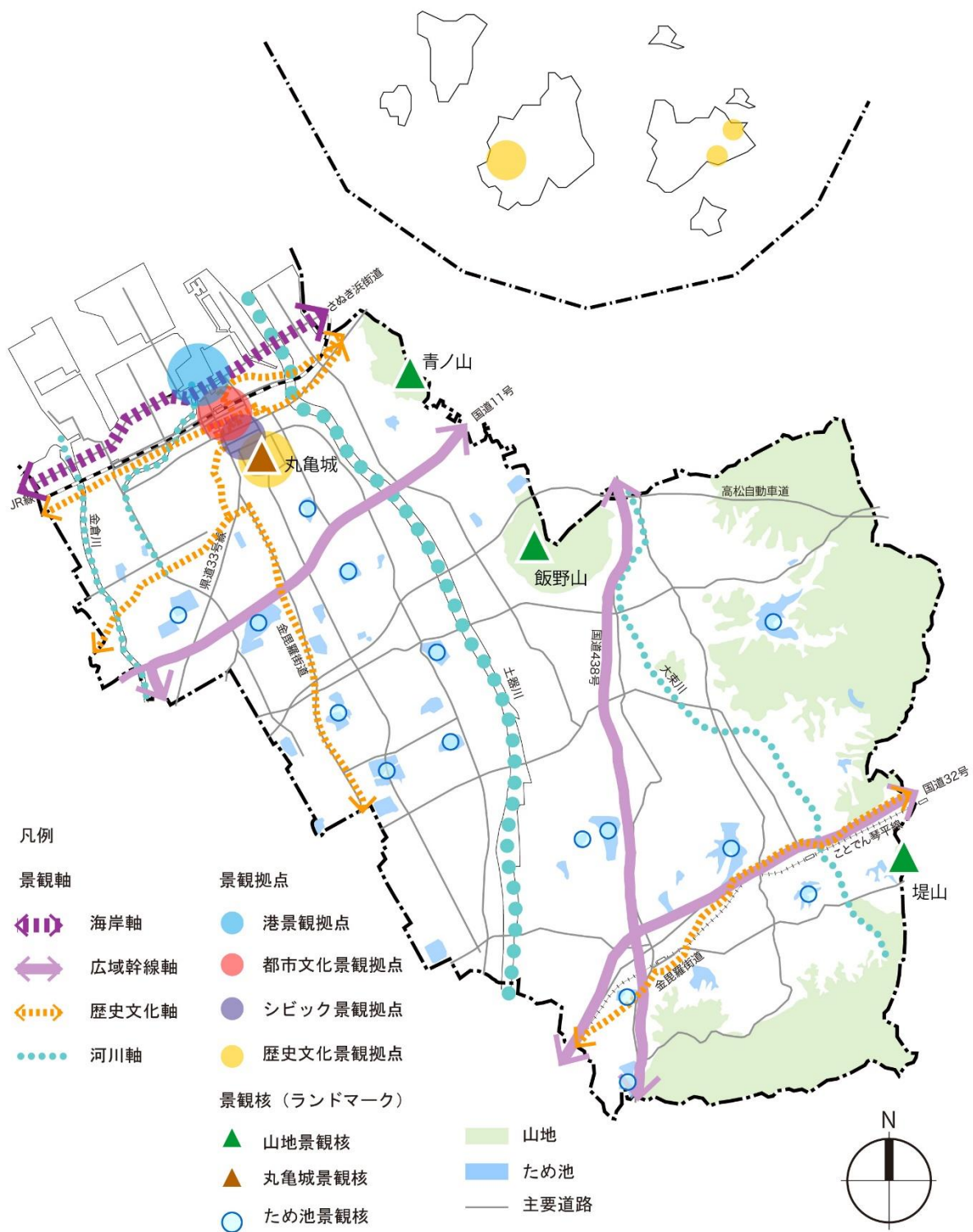
□テーマ 「山容の保全と印象的な眺望景観の形成」

美しい山容を持ち城と並ぶ市のシンボルとなる飯野山、青ノ山、堤山の独立峰は、緑のランドマークとなっている。このような山容の保全、山麓部の開発や建築等の形態や色彩などの調整をすすめるとともに、山容への眺望景観に配慮する。

⑦ため池景観核：ため池の景観

□テーマ 「水に親しみ、眺望を楽しめる景観の形成」

本市や周辺の讃岐平野一体は、多数のため池が分布するのが特徴である。ため池の自然景観の保全、山と一体となった眺望景観の配慮、周辺の建物とため池との調和に配慮する。



景観構造図